

鹿 児 島 県 公 報

令 和 4 年 2 月 25 日 (金) 第 289 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○鹿 児 島 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)	(水産振興課取扱い) 1
告 示	
○くろまぐろ(小型魚)に関する知事管理漁獲可能量の変更	(水産振興課取扱い) 1
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	(水産振興課取扱い) 2
○家畜伝染病の発生	(畜産課取扱い) 2
○道路の区域の変更(4件)	(道路維持課取扱い) 2
○道路の供用の開始(4件)	(道路維持課取扱い) 3
公 告	
○一般競争入札公告(2件)	(学事法制課取扱い) 4
○開発行為に関する工事の完了公告	(建築課取扱い) 9
○落札者等の公告(12件)	(管財課取扱い) 10
教 育 委 員 会 告 示	
○指定文化財の指定の解除	(文化財課取扱い) 15
公 安 委 員 会 規 則	
○鹿 児 島 県 警 察 職 員 の 配 置 定 員 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)	(警務課取扱い) 15

規 則

鹿 児 島 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 4 年 2 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 5 号

鹿 児 島 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 規 則 (昭 和 54 年 鹿 児 島 県 規 則 第 88 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 2 条 後 段 中 「 受 け た も の 」 の 次 に 「 の う ち , 東 日 本 大 震 災 (原 子 力 発 電 所 の 事 故 に よ る 災 害 に 限 る 。) に よ る 影 響 を 受 け て い る も の 」 を 加 え , 「 令 和 3 年 3 月 31 日 」 を 「 令 和 4 年 3 月 31 日 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 則 は , 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 138 号

漁 業 法 (昭 和 24 年 法 律 第 267 号) 第 16 条 第 1 項 の 規 定 に よ り , く ろ ま ぐ ろ (小 型 魚) に 関 す る 令 和 3 管 理 年 度 に お け る 知 事 管 理 漁 獲 可 能 量 を 次 の よう に 変 更 し た。

令 和 4 年 2 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 管理の対象となる期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
27.7 トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	4.6 トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	16.1 トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚） 漁業（上半期）	0.1 トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚） 漁業（下半期）	5.9 トン

鹿児島県告示第 139 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 4 年 2 月 25 日から同年 3 月 11 日まで奄美漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
大島郡大和村大字大棚 434 番地 松崎勝彦
大島郡大和村大字大棚 205 番地 前田幸二
大島郡大和村大字大和濱 17 番地 7 中原史雄
- 2 加入区
大和加入区
- 3 漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
奄美漁業協同組合

鹿児島県告示第 140 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 4 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	1	薩摩川内市	令和 4 年 1 月 28 日

鹿児島県告示第 141 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 4 年 2 月 25 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）

国道	226号	南さつま市笠沙町赤生木字庄鹿倉7473番地先から7467番1地先まで	前 後	7.1～21.0 14.8～29.2	61.0 61.0
----	------	------------------------------------	--------	-----------------------	--------------

鹿児島県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年2月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	南さつま市笠沙町赤生木字庄鹿倉7473番地先から7467番1地先まで	令和4年2月25日

鹿児島県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年2月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	久志大浦線	南さつま市大浦町字ブハウセド12905番1地先内	前 後	12.2～12.6 12.6～29.7	14.7 14.7

鹿児島県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年2月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	久志大浦線	南さつま市大浦町字ブハウセド12905番1地先内	令和4年2月25日

鹿児島県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年2月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	戸崎湯之元停車場線	いちき串木野市大里字落シ3024番地先から同市大里字戸崎原2955番1地先まで	前	4.0～6.4	93.9
			後	4.2～10.5	93.9

鹿児島県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年2月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	戸崎湯之元停車場線	いちき串木野市大里字落シ3024番地先から同市大里字戸崎原2955番1地先まで	令和4年2月25日

鹿児島県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年2月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	荒川川内線	いちき串木野市荒川字葉山ヶ迫2846番1地先内	前	22.3～29.4	44.6
			後	27.9～42.8	44.6

鹿児島県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年2月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	荒川川内線	いちき串木野市荒川字葉山ヶ迫2846番1地先内	令和4年2月25日

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和4年2月25日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

文書使送業務（鹿児島県庁と鹿児島県本土内の鹿児島県の各出先機関、各市町村等との間の文書等の送達業務）

(2) 調達をする役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 陸上運送業務の直前2事業年度以上の営業実績があること。

(4) 1の(1)の文書使送業務を行うために必要な営業体制（保有車両の種類及び数、作業人員の数等）が整っていること。

(5) 1の(1)の文書使送業務を行うために必要な許可、認可等を受けていること。

3 入札参加資格の審査等

(1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

ア 所定の営業概要書

イ 営業経歴書

ウ 法人にあっては、申請書を提出する日の直前2事業年度分の決算における貸借対照表及び損益計算書

エ 個人にあっては、申請書を提出する日の直前2事業年度分の所得税確定申告書の写し

オ 2の(5)の許可、認可等を受けていることを証する書類

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所 鹿児島県総務部学事法制課文書係

鹿児島市鴨池新町10番1号

イ 提出期限 令和4年3月9日午後5時15分

なお、提出期限後も随時受け付けるが、この場合には資格審査が入札に間に合わないことがある。

(3) 資格審査の結果

資格審査の結果は、提出期限内に提出した者については、令和4年3月18日までに書面により通知する。

(4) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、総額（路線ごとの単価に入札説明書に示す各路線ごとの予定運行回数を乗じ、路線ごとの年間所要額を合計した金額）を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年3月24日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎6階）学事法制課（分室）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
3の(2)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で申込みをした者は、失格とする。

9 最低制限価格

設定する。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部学事法制課文書係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2144

ファックス番号 099-286-5508

12 その他

(1) この入札は、この調達に係る令和4年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、令和4年4月1日に確定する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和4年2月25日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

貨物の運送及び配達業務

(2) 調達をする役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第20条の規定により第二種貨物利用運送事業の許可を受けている者であること。

(4) 貨物を全都道府県に運送し、及び配達することが可能な者であること。

(5) 鹿児島市内に事務所又は事業所を有する者であること。

(6) 3の(1)の入札参加資格審査申請書を提出する日において、インターネットによる貨物の運送及び配達状況の照会が可能な者であること。

3 入札参加資格の審査等

(1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

ア 営業経歴書

イ 2の(3)の許可を受けていることを証する書類

ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所 鹿児島県総務部学事法制課文書係
鹿児島市鴨池新町10番1号

イ 提出期限 令和4年3月9日午後5時15分

なお、提出期限後も随時受け付けるが、この場合には資格審査が入札に間に合わないことがある。

(3) 資格審査の結果

資格審査の結果は、提出期限内に提出した者については、令和4年3月18日までに書面により通知する。

(4) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、総額（入札説明書に示す貨物のサイズ及び配達地域並びに重量による区分ごとの予定数量に見積単価を乗じて得た額を合計した額）を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年3月24日午前11時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎6階）学事法制課（分室）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
3の(2)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契

約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部学事法制課文書係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2144
ファックス番号 099-286-5508

12 その他

- (1) この入札は、この調達に係る令和 4 年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、令和 4 年 4 月 1 日に確定する。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 4 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（1 工区）

指宿市十町字後ノ園 2269 番 1 の一部，2273 番 4 の一部，2274 番 3 及び 2269 番 1 地先水路の一部

2 公共施設の種類，位置及び区域

公園 指宿市十町字後ノ園 2269 番 1 の一部

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
指宿市十町2424番地
指宿市長 打越明司

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 4 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その 1 (15施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 5,687,086キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 2 月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社鹿児島営業所
鹿児島市与次郎二丁目 6 番16号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 88,821,194円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年12月17日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 4 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その 2 (14施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 2,799,263キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 2 月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社鹿児島営業所
鹿児島市与次郎二丁目 6 番16号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 45,872,520円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年12月17日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 4 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その 3 (22施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 5,722,035キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 2 月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社鹿児島営業所
鹿児島市与次郎二丁目 6 番16号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 90,968,923円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年12月17日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 4 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その 4 (20施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 3,778,208キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 2 月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社鹿児島営業所
鹿児島市与次郎二丁目 6 番16号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 63,465,831円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年12月17日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 4 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その 5 (17施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 3,682,526キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号

- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 2 月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社鹿児島営業所
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 62,199,324円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 12 月 17 日

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。
令和 4 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その 6 (16施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 5,133,010キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 2 月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社鹿児島営業所
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 84,102,140円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 12 月 17 日

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。
令和 4 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その 7 (12施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 4,272,785キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 2 月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社鹿児島営業所

鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号

- 5 落札金額
予想使用電力料金 69,620,276円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 12 月 17 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 4 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その 8 (29 施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 5,907,866 キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 2 月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社鹿児島営業所
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 92,998,650円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 12 月 17 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 4 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その 9 (7 施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 3,824,891 キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 2 月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社鹿児島営業所
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 62,649,583円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

令和 3 年 12 月 17 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 4 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その10(17施設)で使用する電気
年間予想使用電力量 5,290,822キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 2 月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社鹿児島営業所
鹿児島市与次郎二丁目6番16号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 86,340,463円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 12 月 17 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 4 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県庁舎で使用する電気
年間予想使用電力量 12,627,153キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 2 月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社鹿児島営業所
鹿児島市与次郎二丁目6番16号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 172,825,596円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 12 月 17 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 4 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
かごしま県民交流センターで使用する電気
年間予想使用電力量 2,491,407キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社鹿児島営業所
鹿児島市与次郎二丁目6番16号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 38,191,516円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年12月17日

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第3号

鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号）第5条第3項の規定に基づき、次の表に掲げる鹿児島県指定有形文化財の指定は、令和4年2月9日付けで解除されたものとなるので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和4年2月25日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

有形文化財

名 称	所 在 地	所 有 者	指 定 告 示
鹿児島神宮本殿、 拝殿、勅使殿	霧島市隼人町 内2496番地	宗教法人鹿児島神宮	平成2年3月23日 教育委員会告示第1号

公安委員会規則

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月25日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第1号

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則（昭和37年鹿児島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「377人」を「376人」に改め、同条第2号中「51人」を「52人」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。